会計規程（平成 31 年規程第 6 号）の一部を次のとおり改正する。

令和８年〇月〇日改正
経営委員会

| 新 | 旧 |
| --- | --- |
| 第１条～第23条　略<br><br>（支払）<br>第24条　略<br>２　支払いは、第９条の規定により設置した金融機関口座からの振込又は引落（以下「口座振込等」という。）によることを原則とする。ただし、理事長が別に定める場合においては、現金で支払うことができる。<br><br>３　略<br><br>（現金出納の取扱い）<br>第25条　現金出納の事務取扱いについては、理事長が別に定める。<br><br>第26条～第60条　略<br><br>附　則　　略 | 第１条～第23条　略<br><br>（支払）<br>第24条　略<br>２　支払いは、第９条の規定により設置した金融機関口座からの振込、引落（以下「口座振込等」という。）又は小切手の振出によることを原則とする。ただし、理事長が別に定める場合においては、現金で支払うことができる。<br>３　略<br><br>（小切手振出等の取扱い）<br>第25条　小切手振出等の事務取扱いについては、理事長が別に定める。<br><br>第26条～第60条　略<br><br>附　則　　略 |

附　則（令和８．〇．〇改正）
この改正は、令和８年 11 月１日から施行する。


Copyright © 2026 Government Pension Investment Fund All rights reserved.